

工業塗装高度化協議会規約

制定 平成 21 年 7 月 17 日
改訂 平成 24 年 6 月 22 日

(組織)

第1条 本会は、団体、個人の会員をもって組織する。

(名称)

第2条 本会は、「工業塗装高度化協議会」と称する。

(事務局)

第3条 本会は、事務局を塗料報知新聞社におく。

(活動)

第4条 本会は、工業塗装の地位向上を図るため、次の活動を行う。

- (1) 幹事会にて必要な分科会を設置し具体的な活動を図る
- (2) 業界の関連団体との情報交換、協同活動を図る
- (3) 必要に応じて行政との連携を図る
- (4) 業界関連情報の入手と、情報の発信を図る
- (5) 前号の活動のほか、地位向上を図るために必要な活動を行う。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

会長 1名

副会長 複数名

幹事 若干名（会計担当含む）

分科会長（各分科会ごとに 1 名）

2 会長、副会長は幹事会において選任する。

3 幹事は、本会に参加する団体の専務理事をもって構成することを基本とする。

4 分科会長は、分科会参加者の互選により決めるものとする。

5 各役員の任期は 2 年とする。

(会議)

第6条 会議は会長懇談会、幹事会及び分科会とする。

2 会長懇談会、幹事会、分科会は各々の会長が招集し、その議長となる。

3 幹事会を年度前に定例で開催し、活動方針等を決め、会長懇談会において了承を得る。

(会計)

第7条 本会は原則として会費を賦課しない。会費を賦課する時は会長懇談会若しくは幹事会において定める。

2 収入、支出を伴う活動を行うときは、その都度決算を行うものとする。

3 会計担当幹事は年度末に会計報告を行う。

(事業年度)

第8条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わるものとする。

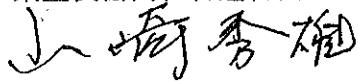
(入会)

第9条 本会への入会は、工業塗装の地位向上に関する団体又は個人であって、幹事会が認めるものとする。

工業塗装高度化協議会
2012年6月 会長懇談会合意文書

平成24年6月22日（金）新横浜国際ホテル

日本工業塗装協同組合連合会 山崎秀雄



日本塗装機械工業会 木下真生



日本パウダーコーティング協同組合 渡邊忠彦



1. 概況

工業塗装高度化協議会（以下、「当会」という。）は、2007年4月24日に塗料報知新聞社において、第1回協議会を会長、幹事で開催して以来、活動がスタートし、この間、VOC対策セミナーの実施、VOC対策に対する環境省からの特別功労賞の受賞、“塗装”のサポイン指定への推進活動などを行ってきた。このたび、新たに日本パウダーコーティング協同組合の参画を得て、3者にて再スタートすることになり、会の理念、目的を再確認し、更に発展させることを確認する。

2. 会の理念

当会は、“明日の日本を切り拓く工業塗装の追究”を理念とする。

3. 活動の目的

当会は、塗料・塗装業界団体はもとより、行政、学術、公設試験機関、またユーザー関連団体等と連携してネットワーク化を図り、工業塗装の直面する諸課題を研究し、その成果の共有を図る。

さらに本活動を通して、工業塗装に係る行政等の対外的な窓口としての役割を果たし、工業塗装業界の社会的認識・地位向上を図る。

4. 当面の活動目標

当会発足時の「VOC削減」のテーマは、国の目標とする30%削減が達成されたことにより、新たな規制は行われないこととなったが、業界の環境問題として継続して取り組み、行政との連携を深めながら、具体的な活動と情報発信を行っていく。

また、21番目のサポイン指定を目指して活動した結果、念願の“(工業)塗装技術”的サポイン指定が達成されたが、業界におけるサポインに関する認識を一層深めるため、今後、具体的なサポイン認定等に係る情報等の発信を通じて、業界内への浸透を図る活動を続ける。

その他、工業塗装業界の課題を抽出し、行政を含めた活動につなげていく。

- ①低炭素塗装の実現
- ②塗装ラインの産業廃棄物等の対策
- ③塗装業界へのサポインの浸透支援
- ④教育機関への塗装学科の設置

⑤塗装の信頼性・(塗装業界の) 地位の向上/ネットワーク化

5. ネットワークの展開

今回「日本パウダーコーティング協同組合」の参画を得られたが、塗料・塗装関連団体として、先ず「日本塗料工業会」の参画に具体的な場を提供し働きかける。

その他、東京都、経済産業省などの行政にもテーマに応じて参画をお願いし、また社団法人産業環境管理協会、独立行政法人産業技術総合研究所との連絡も定常化させる。

6. 組織

当会の組織は、会長懇談会、幹事会、環境技術分科会とする。(安全環境分科会はテーマが生じた際に活動計画を立てる)

また、これらの組織では対応できないその他テーマ案件については、プロジェクトチームを設け、対応する。

7. 役員任期

規約参照。

8. 役員

当会の2012年度役員は、次の通りとする。

会長：山崎秀雄

副会長：木下真生

渡邊忠彦

幹事：平野克己

福田良介

倉持保雄（兼会計担当）

アドバイザー：坂井秀也

※なお、事務局として塗料報知新聞社 有馬弘純氏にお願いする。

<参考>環境技術分科会

分科会会长 崩井要（日本工業塗装協同組合連合会理事）

分科会副会長

兼セミナー実行委員長 内山貴識（日本塗装機械工業会技術部会副部会長）

分科会副会長

兼セミナー実行副委員長 高橋大（日本パウダーコーティング協同組合監事）